

委員 長 報 告 書

さる6月20日の本会議において、本委員会に付託された
議案第15号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について
を審査するため、6月24日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成者が
なく否決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第15号は、今後、施設の維持管理に要する費用が高騰する中にお
いて健全な経営を維持するため、使用料の改定を行うものである。

委員から、公共下水道事業が公営企業会計に移行し、事業経営に係る経
費を使用料で賄うことが原則であるとはいえ、一般会計からの繰入れの減
額分を使用料の値上げによって補うとするほか、方法はなかったか との
ただしがあり、公共用水域の水質保全という目的で引き続き基準内の繰入
れは行う。基準内繰入れだけでも、4億、5億という金額があり、決して
少なくないと考えている との答弁がありました。

使用料改定の時期と料金設定について ただしがあり、改定期期につい
ては、今年度から公営企業会計に移行したことに伴い改定するもので、目
的はあくまで経営の安定化であり、今後10年間に見込まれる累積欠損金を
無くすための使用料として設定した との答弁がありました。

下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただく
受益者負担金制度について本市の考えは とのただしがあり、受益者負担
金を供用開始とともに徴収している自治体はあるが、結局徴収できていな
いという状況もかなりある。また本市の方針を大きく転換することによる
市民への影響は大きく、新たな問題が生じるという懸念がある との答弁
がありました。

本市における汚水処理の広域化の取り組みについて ただしがあり、県
が主体である会議において、広域化に向け積極的に意見を述べていきたい
と考えている との答弁がありました。

本年4月から使用料を改定した場合でも今回と同様の改定となっていたのかとのただしがあり、今後10年間に見込まれる累積欠損金に変わりはないため同様であるとの答弁がありました。

公共下水道を接続している市民に対し、これまでに経営状況の説明を行ったかとのただしがあり、公共下水道事業審議会の答申内容を市広報に掲載するとともに、区長会において説明を行ったが、市民に対する説明は行っていない。今後、7月から8月にかけて説明会を開催し、上下水道の現状について説明を行う予定であるとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、現行の使用料から約2割の値上げは、やはり市民生活をひっ迫する値上げであり、また公営企業会計に移行したという理由で、一般会計からの繰入れの減額分を使用料の値上げによって補填するという市の姿勢に疑問を抱くことから、本議案に反対するとの討論がありました。